

第4次改訂(2年目)

21世紀御嵩町教育・夢プラン



笑顔を育む 御嵩の教育・夢プラン



令和4年3月

御嵩町教育委員会

目 次

◇笑顔づくりをめざして・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◇21世紀御嵩町教育・夢プラン推進基本構想・・・・・・・・	3
◇御嵩町教育がめざす人づくり	
1 町がめざしているまちづくり・・・・・・・・	4
2 「第3次岐阜県教育ビジョン」より・・・・・・・・	4
3 町の教育がめざす人間像・・・・・・・・	4
4 教育がめざす方針・役割と姿づくり・・・・・・・・	5
5 町の間像を具現するための方向性・・・・・・・・	5
6 見直しと改訂・・・・・・・・	5
7 御嵩町教育の方針と重点(取り組む重点事項と事業等)・	6
(1) 学校教育・・・・・・・・	6
(2) 家庭教育・・・・・・・・	8
(3) 社会教育・・・・・・・・	9
◇令和4年度学校教育の重点	
<教育総務>・・・・・・・・	11
<重点施策>・・・・・・・・	11
<学校教育>・・・・・・・・	13
<教育センター>・・・・・・・・	16
<学校給食>・・・・・・・・	17
◇令和4年度家庭教育の重点	
<家庭教育>・・・・・・・・	18
◇令和4年度社会教育の重点	
<生涯学習>・・・・・・・・	20
<文化振興>・・・・・・・・	22
<スポーツ振興>・・・・・・・・	24
◇令和4年度御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点・・・・	26



笑顔づくりをめざして

御嵩町教育委員会

御嵩町の期待に応える教育の推進を図るため、「21世紀御嵩町教育・夢プラン」を策定し、学校教育、家庭教育、社会教育の各分野で点検・評価を行いながら、重点事項の実践に努めています。この「21世紀御嵩町教育・夢プラン」を推進していく上で、一番大切にしたいことは、「笑顔」です。笑顔いっぱいの子どもたち、笑顔いっぱいの町民の皆さんとなることが教育の基本だと考えているからです。

そのためには、「み」「た」「け」の3文字から、**みんなで学び合う姿、たすけ合い思いやる姿、けんこうでみがき合う姿**の3点を「めざす姿」として位置付け、御嵩町の皆さんが笑顔いっぱいになるよう努めています。

1 「21世紀御嵩町教育・夢プラン」策定の流れ

(1) 平成13(2001)年度初版策定

「21世紀御嵩町教育・夢プラン」は、学校週5日制の完全実施となる前年の平成13年度末に策定しました。学校週5日制の完全実施に入る節目の時期に、御嵩町教育の基本的な考え方を確かめながら、21世紀の教育のあるべき姿を視野に入れ、学校教育関係者・社会教育関係者の有識者120名を越す「御嵩町教育・夢プラン策定協議会」のメンバーの英知を結集して策定しました。

(2) 平成18(2006)年度第1次改訂

教育基本法の改正や御嵩町第4次総合計画、次世代育成支援行動計画等々を踏まえ、初版策定5年後の平成18年度に、第1次改訂を行いました。学校教育関係者・社会教育関係者の有識者46名からなる「御嵩町教育・夢プラン策定協議会」のメンバーの英知を結集して策定しました。

(3) 平成23(2011)年度第2次改訂

第1次改訂5年後の平成23年度には、第2次改訂を行いました。学校教育関係者・社会教育関係者の有識者30名からなる「21世紀御嵩町教育・夢プラン策定協議会」を立ち上げました。国の教育3法の改正、教育振興基本計画の策定、「岐阜県教育ビジョン」の策定等々を踏まえ、その後の5年を見越した「21世紀御嵩町教育・夢プラン推進基本構想」を完成させました。これを基に、「御嵩町教育の方針と重点（事務局関係）」及び「御嵩町・小中学校教育指導の方針と重点（小中学校関係）」を策定し、その具現に努めてきました。

(4) 平成28(2016)年度第3次改訂(全面改訂)

第2次改訂5年後の平成28年度からは、全面改訂の第3次改訂版となりました。平成27年度に、学校教育関係者・社会教育関係者の有識者24名からなる「21世紀御嵩町教育・夢プラン第三次改訂版策定協議会」を立ち上げました。策定にあたっては、「点検評価会議」までに出てきた結果やご指導を大切にしながら、「第2次岐阜県教育ビジョン」及び「御嵩町第5次総合計画」、今日的課題等を基にして、「21世紀御嵩町教育・夢プラン推進基本構想」を再構築するようにしました。これを基に、「御嵩町教育の方針と重点（事務局関係）」及び「御嵩町・小中学校教育指導の方針と重点（小中学校関係）」を新たに策定し、実践してきました。

2 令和3(2021)年度第4次改訂を通して

第3次改訂1年目(平成28年度)から5年目(令和2年度)の点検・評価を行いながら、重点事項の実践に努め、一部の加除修正等を行いながら、「21世紀御嵩町教育・夢プラン第4次改訂」を策定しました。社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題は多く、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点は、今までとは比較にならないほど大きく変化してきました。「21世紀御嵩町教育・夢プラン第4次改訂」については、国や県、御嵩町の今日的課題を明確にし、次の施策等の内容を踏まえ、即対応しなければな

らない点について、よく吟味して加除修正しました。下記の資料を参考にしました。

策定等にご支援・ご協力いただきました「御嵩町教育委員会点検評価会議」及び「21世紀御嵩町教育・夢プラン策定協議会」の皆様には、心より厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。笑顔づくりをめざして、第4次改訂(2年目)のスタートです。

【参考資料】

国の施策

(1) 第3期教育振興基本計画 平成30年6月15日 閣議決定

- ①教育の普遍的な使命 ②教育をめぐる現状と課題 ③2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項 ④今後の教育政策に関する基本的な方針 ⑤今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

(2) 新学習指導要領の実施 平成29年3月31日告示

- ①小学校は令和2年度から全面实施 ②中学校は令和3年度から実施

(3) 教育の情報化に関する手引き 令和元年12月 文部科学省

(4) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して 令和3年1月 中央教育審議会 等々

岐阜県の施策

(1) 岐阜県教育振興基本計画第3次岐阜県教育ビジョン2019年3月策定

- ①重点的に取り組む施策 ・ふるさと教育の充実 ・ICT環境の整備と利活用の推進
- ②基本方針・ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成 ・多様な学びを支援する教育体制の充実 ・未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進 ・勤務環境の改革と教職員の資質向上 ・学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

(2) 岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱 2019年3月策定 等々

(3) 岐阜県生涯学習振興指針 ～「地域づくり型生涯学習」の推進による「清流の国ぎふづくり」～

(4) 岐阜県文化振興指針 ～心の豊かさを実感できる「誇りあるふるさと」岐阜を目指して～

(5) 清流の国ぎふ スポーツ振興計画 等々

御嵩町の施策

(1) 21世紀御嵩町教育・夢プラン第3次改訂5年目、第4次改訂1年目

(2) 教育委員会の具体的な施策

- ①家庭・地域の宝である子どもたちの健やかな成長に向けて ～教職員が元気に児童生徒と向き合い、職務が遂行できるように～

「教職員の働き方改革プラン2021 御嵩町版」 2021年4月1日

- ②岐阜県道徳教育計画訪問 第14期 御嵩町道徳教育推進計画 2021年4月1日

- ③教職員の働き方改革の一環として 教職員の勤務時間のスライド制と変形労働時間制の施行

令和元年8月1日

- ④御嵩町ICT教育推進計画 令和元年8月21日

- ⑤御嵩町(組合)教職員(学校に勤務する町職員を含む)ハラスメント相談窓口の設置 令和元年12月

- ⑥GIGAスクールの実現に向けて ～令和の時代のスタンダードな学校へ～ 令和2年1月6日

- ⑦御嵩町地域学校協働活動推進手引き 令和2年1月6日

- ⑧可児郡・御嵩町スポーツ・レクリエーション協会設立へ 令和2年1月

- ⑨御嵩町子どもの読書活動推進計画改訂版平成30年9月

- ⑩御嵩町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画2019年3月

- ⑪2021年度御嵩町学力向上推進事業計画

- ⑫御嵩町第2期子ども・子育て支援事業計画

等々

21世紀御嵩町教育・夢プラン推進基本構想

◆町がめざしているまちづくり

- ◇町民憲章 生きがいと希望にみちた魅力あるまちづくりをめざして
- ◇第5次総合計画 平成28年度～令和7年度
「まちの将来像」 つながる・あふれる・輝くまち
「めざすまちの姿」 良好な環境を誇りとするまち、笑顔で育ちあうまち、みんなが支えあうまち、多くの人が行き交うまち、暮らしてみたいくなるまち

◆町の教育がめざす人間像

 **笑顔**

みんなで 学び合う
たすけ合い 思いやる
けんこうで みがき合う



◆人づくりの実践の場

◆ぎふの教育がめざす人間像

- ◆基本的な考え方…ふるさとに誇りを持ち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成
- ◆清流スピリット…ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心
- ◆3つの力
「自立力」…自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯にわたって自ら学び、自ら考え行動し、主体的に社会に関わりながら、自分で将来を切り拓いていく力
「共生力」…多様な人々の互いの人格を尊重し、支え合いながら豊かな人間関係を広げるとともに、人や自然のつながりや、人と人とのつながりを大切にし、自らの役割と責任を果たしていく力
「自己実現力」…人間ならではの感性や創造性を発揮しながら、夢や志をもって可能性に挑戦し続けるとともに、グローバルな視点から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力

学校教育 **生きる力の基礎づくり**

仲間とともに学び合い助け合いきたえ合おう！

- ・P D C Aを生かす ・教育委員会の活性化 ・ふるさと教育の推進・ICT・情報教育の充実
- ・地域学校協働活動の推進 ・外国語教育の推進 ・確かな学力の育成 ・多様なニーズに応じた教育
- ・豊かな心 ・健やかな体 ・教育体制の整備 ・子どもの安全・信頼される学校づくり ・勤務環境の改革
- ・教職員の資質能力の向上 ・教育相談・適応支援の充実 ・体験活動の支援 ・食育の推進
- ・家庭における食生活 ・安全・安心な学校給食

家庭教育 **社会生活の基盤づくり**

家族で話そう！ 語ろう！ 取り組もう！

- ・家族の信頼感 ・家庭教育学級 ・規範意識や基本的生活習慣 ・親としての役割と責任
- ・家族の体験活動の推進・家庭教育の活性化 ・相談体制の充実

社会教育 **心豊かな生きがいづくり**

地域みんなで学び合いふれ合い支え合おう！

- ・学ぶ楽しさ ・地域づくり 親しみやすい公民館活動 ・リーダーの資質向上 ・人権教育の推進
- ・青少年の健全育成 ・地域に親しむ心 ・文化財への愛着心 ・読書習慣の定着
- ・文化活動やボランティア活動への参加 ・中山道と共生 ・文化施設の充実
- ・健康やスポーツ・レクリエーションへの関心 ・スポーツ・レクリエーション組織の育成・支援
- ・スポーツ、レクリエーション施設の充実・管理

連
携

御嵩町教育がめざす人づくり

1 町がめざしているまちづくり

(1) 町民憲章

わたしたちは、恵まれた自然にいだかれ、ゆたかな歴史の中山道とともに、生きぬいてきた御嵩の町民です。わたしたちは、生きがいと希望にみちた魅力あるまちづくりをめざして、この憲章を定めます。

- 自然をたいせつにし、うるおいのある郷土をつくります。
- 健康につとめ、はつらつとして仕事にはげみます。
- 教養をつみ重ね、文化の向上につとめます。
- きまりを守り、明るいくらしをきずきます。
- 信じあい、はげましあって、心のふれあいを深めます。

(2) 御嵩町第5次総合計画平成28年度～令和7年度

- ◆まちの将来像 つながる・あふれる・輝くまち
- ◆めざすまちの姿 ・良好な環境を誇りとするまち ・笑顔で育ちあうまち
- ・みんなが支えあうまち ・多くの人が行き交うまち ・暮らしてみたくなるまち

2 「第3次岐阜県教育ビジョン」より 2019年度～2023年度

(1) 基本的な考え方

ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成

(2) 「清流スピリット」と「3つの力」

◆清流スピリット

ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心

◆3つの力

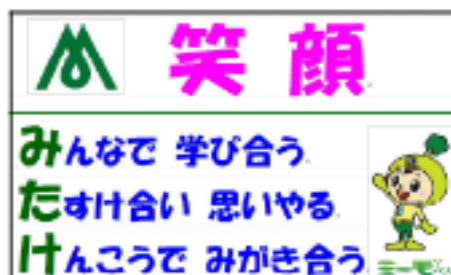
自立力…自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯にわたって自ら学び、自ら考え行動し、主体的に社会に関わりながら、自分で将来を切り拓いていく力

共生力…多様な人々の互いの人格を尊重し、支え合いながら豊かな人間関係を広げるとともに、人や自然のつながりや、人と人とのつながりを大切にし、自らの役割と責任を果たしていく力

自己実現力…人間ならではの感性や創造性を発揮しながら、夢や志をもって可能性に挑戦し続けるとともに、グローバルな視点から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力

3 町の教育がめざす人間像

町の教育がめざす人間像として、一番大切にしたいことは、「笑顔」です。笑顔いっぱいの子どもたち、笑顔いっぱいの町民の皆さんとなることが教育の基本だと考えています。そのためには、「み」「た」「け」の3文字から、みんな学び合う姿、たすけ合い思いやる姿、けんこうでみがき合う姿の3点を位置付け、御嵩町の皆さんが笑顔いっぱいになるよう努めていきます。



4 教育がめざす方針・役割と姿づくり

人は生まれて、家庭で育ち、学校で学び、社会で生活して人生を送ります。そこに教育が担う役割があります。学校教育、家庭教育、社会教育は、それぞれの役割を受け持ちながら取り組み、互いに連携を密にしながら人々を育み、生きがいのある人生への支援をしていきます。

(1) 学校教育

- ① 方針 郷土御嵩を愛し 人間性豊かな児童生徒の育成
- ② 役割 生きる力の基礎づくり
- ③ 姿づくり 仲間とともに 学び合い 助け合い きたえ合おう！

生きる力とは、一人一人の子どもが自ら進んで友達とかかわり合い、互いに知恵を出し合い、よりよい生活を生み出すことができる力です。生きる力を育むためには、確かな学力を身に付けることが必要になります。学校教育では、確かな学力を身に付けるための指導の充実を図ることをめざします。

(2) 家庭教育

- ① 方針 愛情あふれる家庭教育の推進
- ② 役割 社会生活の基盤づくり
- ③ 姿づくり 家族で 話そう！ 語ろう！ 取り組もう！

家庭は、最も小さな最も身近な社会です。日々の暮らしを送る中では、たとえ家族といえどもいろいろな出来事がおこり、様々な葛藤が繰り返されます。家族の一人一人が楽しい家庭生活を送るために、支え合い、互いの人権を尊重し、考えを出し合うことで豊かな社会生活を送る基礎を身に付けることをめざします。

(3) 社会教育

- ① 方針 生きがいと共生をめざす社会教育の推進
- ② 役割 心豊かな生きがいづくり
- ③ 姿づくり 地域みんなで 学び合い ふれ合い 支え合おう！

互いに趣味を深めたり関心を高めたりすることや、地域の活動に参加することで仲間とかかわることができます。そのなかで互いに高まり合うこともできます。自らめあてをもち、同じめあてをもつ仲間に関わりかけることで、豊かな人生を送ることをめざします。

5 町の間人像を具現するための方向性

- (1) みんなで実践します。
- (2) 町の教育のめざす人間像を具現する事業を推進します。
- (3) P D C A サイクルを生かした実践をします。

6 見直しと改訂

この計画は、年度途中及び年度末に部分的な見直しを行い、5年ごとに改訂を行います。

- ①平成13(2001)年度初版策定したものは平成17(2005)年度まで
- ②平成18(2006)年度第1次改訂したものは平成22(2010)年度まで
- ③平成23(2011)年度第2次改訂したものは平成27(2015)年度まで
- ④平成28(2016)年度第3次改訂したものは令和2(2020)年度まで
- ⑤令和3(2021)年度第4次改訂したものは令和7(2025)年度まで

7 御嵩町教育の方針と重点(取り組む重点事項と事業等)

(1) 学校教育

方針	郷土御嵩を愛し 人間性豊かな児童生徒の育成
役割	生きる力の基礎づくり
姿づくり	仲間とともに 学び合い 助け合い きたえ合おう！

☆教育総務

重点事項	事業等
◇P D C Aを生かした「教育・夢プラン」を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ一つの事務事業等の計画の確認と点検の実施 ・定期の点検評価の報告と公表 ・次年度の具体的実践事項等の内容の見直し
◇教育委員会の活性化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の充実 ・教育委員の調査活動等の充実 ・事務局職員の更なる資質の向上

☆重点施策

重点事項	事業等
◇地域とふれあい、郷土を愛する心を育てます	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとふれあい夢づくり事業の推進 ・ふるさと教育の推進
◇I C T環境整備と個別最適化された教育実践を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・I C T・情報教育の充実 ・I C T支援員の配置 ・I C Tの活用等による業務改善の推進
◇地域と学校が相互にパートナーとなり、地域学校協働活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の開催 ・地域や学校への説明と理解の促進 ・地域学校協働活動の成果と課題の明確化
◇グローバル化に対応できる人材を育成する外国語教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語教育の推進 ・英語検定の補助 ・小中高の連携を生かした ・生涯学習での推進

☆学校教育

重点事項	事業等
◇確かな学力を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ・御嵩町学力向上推進事業の推進 ・学力・学習状況調査の活用 ・きめ細かな学習指導の充実
◇多様なニーズに対応した教育を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の充実 ・外国人児童生徒の教育の推進 ・不登校児童生徒への対応強化 ・いじめの早期発見と早期対策の支援 ・生徒指導・教育相談事業の推進
◇豊かな心を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進 ・人権教育の推進 ・子どもの豊かな読書習慣づくりの推進 ・福祉教育の推進 ・環境教育の充実

	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の充実
◇健やかな体を育てます	<ul style="list-style-type: none"> ・学校歯科保健活動の推進 ・健康・体力づくりの推進 ・感染症対策の指導の充実 ・がん教育や薬物乱用防止教育の推進 ・学校給食センターと連携した食育の推進
◇地域とふれあい、郷土を愛する心を育てます	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとふれあい夢づくり事業の推進 ・ふるさと教育の推進
◇学習や活動を支える教育体制を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の活性化 ・転学事務の徹底 ・小規模特認校の実践の推進 ・幼保小中高連携の推進 ・放課後子どもプランの推進 ・就学援助の充実
◇学校施設内、放課後、登下校時の子どもの安全を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ・警報発令時及び災害時における児童生徒の安全確保 ・教職員の危機管理意識の向上 ・通学路の安全確保 ・学校教育施設・設備の維持管理 ・保護者、学校の連携強化
◇地域、保護者から信頼される学校づくりを行います	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた学校づくりの推進 ・地域行事への積極的な参加の推進
◇教職員の勤務環境の改革と資質向上に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ◎勤務時間管理の徹底及び勤務時間を意識した働き方の推進 ・業務内容の不断の見直し ・部活動指導に係る負担軽減 ・ハラスメント等の速やかな察知と解決

☆教育センター

重点事項	事業等
◇教育関係職員の資質能力の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究事業の推進 ・研修事業の推進 ・教育情報の整備と提供 ・教育功労者表彰事業等の推進 ・サービス等支援事業の推進
◇教育相談・適応支援を充実します	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談事業の推進 ・適応支援教室（オアシス教室）の円滑運営
◇子どもたちの地域での体験活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもセンター事業の推進 ・地域と学校の連携強化の推進 ・放課後子ども教室の円滑運営

☆学校給食

重点事項	事業等
◇食育の推進に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの食に関する指導の充実 ・家庭における食生活のあり方の指導の充実 ・地産地消の推進 ・食を通しての感謝の心の育成 ・食を通しての環境意識の向上
◇安全・安心な学校給食を提供します	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の徹底

	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設設備の維持・改善 ・食物アレルギーへの対応 ・食の安全確認の徹底 ・調理従事者の資質の向上の支援
--	--

(2) 家庭教育

方針	愛情あふれる家庭教育の推進
役割	社会生活の基礎づくり
姿づくり	家族で話そう！ 語ろう！ 取り組もう！

☆家庭教育

重点事項	事業等
◇家族の信頼感が生み出せるようにします	<ul style="list-style-type: none"> ・やさしさや思いやりを育む家庭教育の推進 ・家庭での読書習慣づくりの推進
◇規範意識や基本的な生活習慣が身につけられるようにします	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期、幼保期、小学校期、中学校期家庭教育学級の推進 ・自主学習の場の支援
◇親としての役割と責任が自覚できるようにします	<ul style="list-style-type: none"> ・共感と感動のある家庭づくりの推進 ・親として、伝え導く家庭教育の推進
◇家族が一緒にできる体験活動の推進に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との体験活動の推進 ・子育ての経験を語り継ぐことのできる機会、場所の提供
◇家庭・学校・地域が連携して家庭教育の活性化に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな児童生徒を育てるボランティア活動の充実、推進 ・命を大切にすることを育む事業の推進 ・地域で支える家庭教育の推進
◇保護者の悩みに応える相談体制の充実に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合い、考えを出し合える場の提供 ・子どもの成長を皆で守る支援体制の強化 ・気軽に話し合える場の提供



(3) 社会教育

方針	生きがいと共生をめざす社会教育の推進
役割	心豊かな生きがいづくり
姿づくり	地域みんなで 学び合い ふれ合い 支え合おう！

☆生涯学習

重点事項	事業等
◇町民一人一人が『学ぶ楽しさ』を味わい、地域づくりができるように努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズに応える成人講座の展開 ・町の重要施策に関連した成人講座の展開 ・地区公民館活動事業への支援 ・町民の学習活動への支援 ・地域学校協働活動の推進
◇地域に根ざした親しみやすい公民館活動の推進に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座と公民館行事の支援 ・地域ボランティアや同好会等の支援を得た、地域子ども教室の開催 ・子どもセンター事業との連携 ・同好会の活用と育成 ・公民館の管理面の充実
◇今日的課題を的確に把握し、魅力ある活動を推進するため、職員や各種団体リーダーの資質向上を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・焦点を絞った職員研修会の開催 ・よりよい生涯学習に向けて研修会への参加 ・情報と成果の交流促進 ・指導者、ボランティア等の人材育成のための研修会参加促進 ・各種団体の育成支援
◇人権を尊重する心の醸成に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部局等と連携した人権教育の推進 ・人権懇話会の開催 ・学習や啓発活動の推進
◇地域ぐるみで青少年の健全育成を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した青少年の健全育成、非行防止の推進 ・青少年自ら生き方、暮らし方を考える会の推進 ・地域のかかわり合いを育てるあいさつ運動の推進 ・仲間とかかわり合い共に高まる体験活動の協同実施 ・有害環境浄化の推進 ・青少年育成町民会議関係者等による地域パトロールの実施 ・地域のボランティアによる子どもの見守り活動の推進 ・携帯電話(スマートフォンを含む)やゲーム機等を介したネットワークの危険性と安全利用の指導

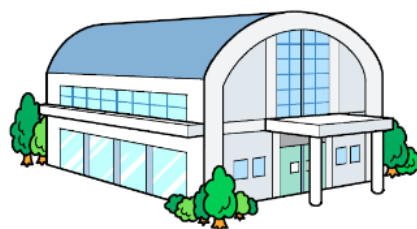
☆文化振興

重点事項	事業等
◇地域の歴史、文化、自然の魅力に親しむ心を育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土に関わる講座等の開催 ・郷土に関する企画展、特別展の実施 ・歴史的文化遺産に対する愛護意識の高揚を図るための情報発信の充実
◇文化の伝承に努め、郷土に対する誇りと文化財への愛着心が持てるようにします	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護と保存及び所有者、管理者等との連携と支援 ・文化財等の巡視 ・有形、無形等の文化財の適正かつ効率的な保護・保存の協議 ・文化財の掘り起こしと保護保存の支援 ・文化財に対する愛護意識の高揚を図るための情報発信
◇読書に親しみ、読書習慣を身に付け、学ぶ力	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との連携を密にし、読書力の向上を推進

を育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・本との出会いの場の提供と情報提供の充実 ・ボランティア活動の充実を図る育成講座等の開催
◇地域の文化活動やボランティア活動への参加を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・美術展の開催支援 ・文化活動団体の支援とボランティアの人材育成 ・地域行事、伝統行事への参加支援 ・他団体などとの共同事業
◇地域の歴史的資源「中山道」と共生し、保存に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史の道「中山道」の定期的な巡視活動と維持・管理 ・歴史の道「中山道」に親しむ活動推進と情報提供・地域や世代を越えた人々のこころの交流を推進
◇みんなが集える文化施設の充実に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが集い、利用しやすい施設づくり ・中山道みたけ館の利用促進を図るため、地域に密着した催事の開催 ・郷土に密着した内容の図書、資料の充実 ・文化振興の情報発信拠点として、常に新しい情報の提供を推進

☆ スポーツ振興

重点事項	事業等
◇健康やスポーツ・レクリエーションへの関心を深め、楽しむ心を育てます	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり、体力づくりの事業の実施 ・スポーツ・レクリエーションの普及啓発事業の実施 ・他の組織との連携
◇多様化するスポーツ・レクリエーション環境に適したスポーツ組織の育成を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・みたけスポーツ・文化倶楽部の事業等への支援 ・みたけスポーツ・文化倶楽部と各種団体の連携への支援
◇スポーツ・レクリエーション関係団体の充実・支援に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ・レクリエーション関係団体の充実と支援 ・指導者、リーダー、ボランティアの発掘と育成支援 ・スポーツ・レクリエーションの普及啓発に関し、スポーツ推進員の積極的な活用
◇安全、安心して誰もが利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の充実と維持・管理に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション施設の維持、改善と安全の確保 ・施設の定期的な点検の実施と整備 ・施設の効率的な利用の促進



令和4年度学校教育の重点

◇：21世紀御嵩町教育・夢プラン重点事項 ◎：令和4年度 重点事業等

<教育総務>

◇ P D C Aを生かした「教育・夢プラン」を推進します。

定期的な評価とともに、推進・評価に向けた会議を行い、事業等の推進・評価を公表します。

事業等	具体的実践事項
◎一つ一つの事務事業等の計画の確 認と点検の実施	・課長係長会議において、P D C Aサイクルを意識した各部門ごとの計画（具体的実践事項）と実施後の点検により、成果と課題を明確にする。
・定期の点検評価の報告と公表	・夢プランの具体的実践事項の点検評価（前期7月末・後期12月末）を実施し、点検評価会議で意見を聴取した後、定例教育委員会に報告する。 ・点検評価結果は、町議会全員協議会及び町ホームページで公表する。
・次年度の具体的実践等の内容の見直し	・第4次改訂の「教育・夢プラン」の重点事項、具体的実践事項の点検評価結果に基づき一部見直しを行い、2023年度の同プランの策定に取り組む。

◇ 教育委員会の活性化を図ります

新教育委員会制度の具体化を図り、地域・学校から信頼される教育委員会を目指します。

事業等	具体的実践事項
◎教育委員会の充実	・教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等、新教育委員会制度の充実を図る。 ・定例会を月1回開催し、審議内容充実のため、教育長や各課長の報告等にある問題点、課題等について話し合い、共通理解を図る。 ・調査活動等から得た特色ある教育システムや事例等の情報等を精査し、本町教育における導入や活用の方策等を定例会で審議する。 ・総合教育会議での協議を充実させる。
◎教育委員の調査活動等の充実	・他の教育機関等への研修視察や調査活動を実施する。 ・学校教育、社会教育の現場の現状や課題を把握するため、文教施設への訪問調査活動を実施する。 ・各種研修会やイベント等へ積極的に参加し、保護者及び地域住民の意識やニーズの把握を行う。
・事務局職員の更なる資質の向上	・夢プランの具体的実践事項等が反映された明確な個人目標を設定し、計画的に具現できるよう指導する。教育長・教育参事も見届けていく。 ・職員個々が担当する事業等の目指すべき方向性や意義を正しく認識した中で職務を遂行できるよう指導を徹底し、資質の向上を図る。 ・御嵩町職員接遇基本マニュアルを活用し、挨拶と笑顔の教育委員会事務局となるよう、町民に対して心のこもった対応に心がける。

<重点施策>

◇ 地域とふれあい、郷土を愛する心を育てます

地域の人々やさまざまな事象にかかわる学習活動を通して、地域を見つめ、郷土への誇りと愛着をもつ子どもたちを育てるふるさと教育に努めます。

事業等	具体的実践事項
◎ふるさとふれあい夢づくり事業の推進	・地域の人材を活かしたふるさとふれあい夢づくり事業を推進する。 ・活動記録集を年度末に作成し、記録集を教育関係団体や関係者へ配布し活動内

	容を情報発信する。
◎ふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・願興寺見学、可児才蔵の調査、国史跡中山道見学、名鉄広見線の活用等を計画的に位置付けたふるさと教育を推進する。 ・社会科副読本等を活用したふるさと教育を推進する。 ・中山道みたけ館を活用した博学連携によるふるさと教育を推進する。

◇ ICT環境整備と個別最適化された教育実践を推進します。

Society 5.0時代を生きる子どもたちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、GIGAスクール構想の実現に努めます。

事業等	具体的実践事項
◎ICT・情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想に基づいたICT環境を活用し、教職員の活用指導力を向上させ、児童生徒の情報活用能力及び読解力の向上を図る。 ・各学校は、前年度までのICT・情報教育推進モデル校事業の趣旨に基づいて、ICTを活用した教育実践等を深める。 ・緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校からの遠隔学習機能を強化する。また、家庭学習のために通信機器整備に努める。 ・ICTを活用した小学校におけるプログラミング学習の導入等により、情報活用能力の育成に努める。 ・携帯電話(スマートフォンを含む)やパソコン、ゲーム機等の使用実態を把握し、発達段階に応じた情報モラルの指導を推進する。
・ICT支援員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器・ソフトウェア・クラウドサービスの設定や操作の指導等ができるよう、事務局にICT支援員を配置し、各学校へ随時派遣する。
・ICTの活用等による業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・校務を標準化し業務の効率化を図るため、教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの構築・普及・運営を推進する。 ・ICTを活用し、授業準備の省力化・教材の共有化を積極的に進めるとともに、Web会議等の活用を推進する。

◇ 地域と学校が相互にパートナーとなり、地域学校協働活動を推進します。

学校だけでなく地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域の方々と学校が対等な関係で意見を出し合い、学び合い、つながりを深める中で、地域の活性化を図ります。

事業等	具体的実践事項
◎地域学校協働本部の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・統括推進員を中心に、各公民館の地域推進員と各学校の地域連携担当教員による御嵩町地域学校協働本部を開催し、協議して、多様な地域学校協働活動を推進する。
・地域や学校への説明と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動の意義や地域と学校が協働する仕組み(地域学校協働本部)等について、地域や学校の理解を深めるよう広報等で説明する。 ・地域学校協働活動の様子を、各小中学校の校報で、各公民館の広報で、教育委員会の広報等で広げていく。
・地域学校協働活動の成果と課題の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動の成果と課題について、「子どもたちの面」「学校職員の面」「地域の面」で明確にする。

◇ グローバル化に対応できる人材を育成する外国語教育を推進します。

グローバル社会に対応できるよう、外国語指導助手(ALT)や外国語教育指導員を有効的に活用し、外国語に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図るよう努めます。

事業等	具体的実践事項
◎外国語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル社会に対応できるよう、2名の外国語指導助手(ALT)や外国語教育指導員を有効的に活用し、コミュニケーション能力の向上を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> 小学生英語暗唱チャレンジの実施や中学生英語スピーチコンテストへの参加を推奨し、発表の場を設ける。
・英語検定の補助	<ul style="list-style-type: none"> 中学校を会場で英語検定試験を行った場合、一人年間1回分の費用の半額を補助する。 45分の試験(聞く、読む)を行い、英語検定でどの程度の力か確かめる英検ⅠB Aを学年全員で受けるようにする。
・小中高の連携を生かした指導	<ul style="list-style-type: none"> 東濃高校との連携を強化し、英語が堪能な外国人生徒と小中学生との交流の場(授業・行事)を設け、小中学生の国際理解の意識を高める。 兼務で中学校の英語の先生が小学校で指導するとか、中学生が小学生を指導する等、小中の連携を生かした指導を立案し実践する。
・生涯学習での推進	<ul style="list-style-type: none"> 成人講座での「英会話教室」、青少年育成町民会議での外国人との交流会、中山道みたけ館での外国語コーナーの設置等々、積極的に立案し実施する。

< 学校教育 >

◇ 確かな学力を育成します

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれらを活用する思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の向上に努めます。

事業等	具体的実践事項
◎御嵩町学力向上推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生きる力を育み、確かな学力を身に付けさせるための授業改善を推進する。 幼保小中高の連携や積み上げ、接続を大切にし、幼保小中高を見通した教育を構築する。 家庭や地域との連携を深め、それぞれの教育力を生かし、活用する教育を構築する。 学力向上のために、児童生徒が自主的・自治的に取り組む活動を推進する。
・学力・学習状況調査の活用	<ul style="list-style-type: none"> 学力・学習状況調査等の結果を分析し、指導改善に役立てる。 各学校の指導改善サイクルを確立し、指導改善に役立てる。
・きめ細かな学習指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 小学校低学年における30人未満学級編制の必要性を明らかにする。 補助教員や教育相談員の必要性を明らかにする。 少人数指導、教科担任制、小中兼務教員の活用、小中連携を生かした指導体制等の成果を明らかにする。

◇ 多様なニーズに対応した教育を推進します。

一人一人の多様なニーズに応じた教育を充実し、それぞれの夢や目標に向かって意欲的に学べるよう、各種の教育の充実に努めます。

事業等	具体的実践事項
◎特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮を明確にした個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、継続的に活用する。 御嵩町教育支援委員会を中心に、早期からの一貫した教育支援体制を確立し、一人一人の障がいの種類や特性などに配慮した教育を推進する。 ユニバーサルデザインの授業づくりを推進する。 特別支援学級や通級指導教室の担当教員の育成・確保に努める。
・外国人児童生徒の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒適応指導員等を活用し、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する指導を充実する。 新しく外国人児童生徒を受け入れる学校においても日本語指導が充実するために、児童生徒向け教材の準備や教員の指導力向上を図るよう努める。
・不登校児童生徒への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒への個別の状況に応じた学習支援や心身の安定に向けた取り組み

	<p>みを強化するため、適応支援教室と学校との支援体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒へのICT活用による教育支援について、児童生徒の状況や家庭のニーズに応じた実践研究に努める。
◎いじめの早期発見と早期対策の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・御嵩町子どもの笑顔づくり条例に基づき、「いじめの未然防止」や「早期発見」、「組織的な対処」ができるよう必要な支援を行う。 ・「笑顔づくり標語」の募集と「笑顔づくり子どもサミット」を実施する。
・生徒指導・教育相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に開催する幼保小中高がかかわる諸会議を活用し、各学校の情報交換を通して問題解決につなげる。 ・医療、保健、福祉関係機関と連携し、ケース会議につなげる。

◇ 豊かな心を育成します。

人とのかかわりを通じて、人を思いやる心や命を大切にすることを養い、望ましい人間関係を育てます。

事業等	具体的実践事項
◎道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・命を大切にすることや他を思いやる心、郷土を愛する心、自律の心等を育てるための道徳教育を推進する。(心を育てる教育計画訪問での見届け) ・特別の教科である道徳(道徳科)の学習を推進する。
◎人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の観点を明確にした授業実践に努める。 ・人権教育における行動力を養う「ひびきあいの日」を充実させる。 ・県の補助制度を活用し、御嵩町学校人権教育研究会を核として、人権教育の研究集録を作成する。
・子どもの豊かな読書習慣づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・御嵩町子どもの読書活動推進計画に基づき、読書活動を推進する。 ・図書館司書やPTA「家読」、読み聞かせサークル等と連携した読書指導を推進する。 ・図書システムを活用し、子どもの読書活動がより広がるよう指導する。 ・学校図書館教育の充実を努め、可茂地区学校図書館教育賞に積極的に応募し、取組内容を他校にも広げていく。
・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉やボランティアに関心をもたせ、ボランティア活動などに主体的に取り組むよう呼びかける。
◎環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市として、CO2吸収や削減をめざす森林環境学習・交通環境学習に取り組み、環境フェア等への参加・発表を推進する。
・キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、自立した社会人として主体的に社会参画できるよう、望ましい勤労観と職業観を身に付ける指導を推進する。

◇ 健やかな体を育てます

望ましい生活習慣・食習慣の確立や健康・体力の向上を図り、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができる子どもたちを育てます。

事業等	具体的実践事項
◎学校歯科保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士を継続配置し、学校歯科保健活動を支援するとともに、中学校でのブラッシング指導等を推進する。
◎健康・体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力・運動習慣等調査の結果を分析し、体育授業をはじめとする体育的活動の充実や運動部活動の活性化等を推進する。 ・スポーツ少年団の活性化のために、体験会の参加等と呼びかけ、団員の増加に努める。
◎感染症対策の指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防について正しく理解し、適切な行動がとれるよう、日常的な指導における「ねらい」や「指導内容」を具体化して実践する。 ・学校や地域での感染症に対する差別や偏見をなくすよう努める。
・がん教育や薬物乱用防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・がんについての正しい知識を習得するよう努める。

進	・薬物乱用防止教室を開催し、薬物に対する正しい知識と薬物乱用防止の啓発を行うよう指導する。
・学校給食センターと連携した食育の推進	・学校と給食センターとの連携による食育を推進する。

◇ 学習や活動を支える教育体制を整備します

学校教育の更なる活性化を図るための教育体制の整備を行います。

事業等	具体的実践事項
◎学校運営協議会の活性化	・地域とともにある学校づくりを推進するために、学校運営協議会を活性化させるよう、運営の在り方について研修する。 ・学校運営協議会を設置・運営し、コミュニティ・スクールとしての学校の成果と課題を明らかにする。
・転学事務の徹底	・転学事務を正確に行い、「学齢簿」を常に最新の状態にする。 ・詳しい状況を確認し、区域外就学、指定学校変更等の事務を行う。
・小規模特認校の実践の推進	・特色ある教育活動を行う小規模な学校の一層の活性化を図る目的に、小規模特認校の実践を推進し、希望者を増やすよう努める。
・幼保小中高連携の推進	・幼児、児童、生徒の健全な育成を図るため、指導上の諸問題についての情報交流・事例研究などを行う。
◎放課後子どもプランの推進	・放課後児童支援員及び補助員の資質向上研修に努め、小学校等との連携を深め、児童クラブの適切な運営を通して児童の健全育成に努める。 ・地域の教育力を活用した放課後子ども教室の開設を推進する。
・就学援助の充実	・広報などを通じての町民への周知及び民生児童委員との連携を図り制度の適正な運用を行う。 ・子育てのための施設等利用給付(幼児教育無償化)の事務を適切に行う

◇ 学校施設内、放課後、登下校時の子どもの安全を守ります

児童生徒が安全で安心して学校生活ができるよう安全確保を行います。

事業等	具体的実践事項
◎警報発令時及び災害時における児童・生徒の安全確保	・危機管理マニュアル等の整備を行う。 ・防災教育の観点による指導と訓練を行う。 ・避難経路の安全確保を行う。
・教職員の危機管理意識の向上	・定例校長会等において、危機管理意識を高めるため、新聞等を活用した事例研究などを行う。
・通学路の安全確保	・御嵩町通学路交通安全推進会議を開催し、関係諸機関と連携し、通学路の安全対策を推進する。 ・学校安全サポーター活動の支援及び情報交換会を開催する。(年2回) ・子ども110番の家を学校便りを通じて、保護者や地域に周知する。 ・何かしながら子どもを見守る「ながら見守り」を保護者や地域に周知する。
・学校教育施設・設備の維持管	・安心・安全な学校管理のために、学校教育施設・設備の計画的な点検整備理を行い、学習環境の向上を図る。
・保護者・学校の連携強化	・学校からの情報発信とPTA活動の活性化を図る。 ・保護者に情報を早く伝えるために、学校防犯メールの加入率を高める。

◇ 地域、保護者から信頼される学校づくりを行います

社会全体で子どもたちを育む教育コミュニティづくりを進めるために地域から信頼される学校づくりを行います。

事業等	具体的実践事項
◎開かれた学校づくりの推進	・ホームページの充実を図る。

	・学校だより、広報を活用して地域への情報発信を行う。
・地域行事への積極的な参加の推進	・子どもセンターや生涯学習課と連携を図りながら、地域と児童生徒の関わりを高める。

◇ 教職員の勤務環境の改革と資質向上に努めます

教職員が元気に児童生徒と向き合い、職務が遂行できるように、長時間勤務・多忙化解消に向けた取組を推進します。

事業等	具体的実践事項
◎勤務時間管理の徹底及び勤務時間を意識した働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務時間の上限を年360時間・月45時間とし、これを超える勤務を根絶する。超えた職員について、実態を把握し、指導を徹底する。 ・勤務時間のスライド制と変形労働時間制を導入する。 ・早く家庭に帰る日、ノー残業デーを徹底する。 ・会議や研修等を実施しない期間を設定する。
・業務内容の不断の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問等は、合同実施や原則事前通告なしで行う等の改善により、事前準備を簡素化する ・諸会議の開催回数や開催時間等、前年度より縮減する。 ・学校運営協議会の枠組みを活用し、地域や保護者の理解を得ながら、学校や教職員が担ってきた業務の見直しを進める。 ・校務を標準化し、業務の効率化を図るための校務支援システムを導入する。 ・夏季休業中の8月15日前後の期間を、学校閉庁日とする。
・部活動指導に係る負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の部活動の休養日は、週に1日以上を設定する。 ・休日の部活動の休養日は、土日のいずれかが休みとなるように設定する。 ・休日の部活動は、準備、片付け等の時間を含めた実施時間を4時間以内とする。長期休業日も同様とする。 ・部活動における複数顧問指導体制を実施する。
・ハラスメント等の速やかな察知と解決	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員を対象として、ハラスメント防止等に関する職場研修を行う。 ・全ての学校において、職場環境を良好にするため、教職員間での意見交換を実施する。 ・教員同士の人間関係を離れて相談することができるよう、県の相談窓口、町相談窓口を活用させるよう呼びかける。

<教育センター>

◇ 教育関係職員の資質能力の向上を図ります

教育関係職員としての資質能力を高めるための研修を行います。

事業等	具体的実践事項
◎調査・研究事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」を身に付けるための指導方法について調査・研究し、各学校に提言する。
◎研修事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育の集い」を実施し、御嵩町の教育について理解を図る場と位置づけるとともに、教育専門職としての見識を深める教育講演会を開催する。 ・今日的な教育課題やニーズを踏まえた夏期研修講座を開講する。 ・各学校で実施する校内研修を支援する。 ・講師及び若年教諭を対象に、実践的な指導力向上のためのパワーアップ研修を実施する。 ・教育活動の充実のための教育実践論文の募集・審査・表彰を実施する。（社会教育部門を含む） ・社会教育関係職員研修事業（公民館役員研修会・先進地域の視察研修・公民館大会等）の実施について支援する。

・教育情報の整備と提供	・教育実践の充実に結びつく、図書及び教育情報の収集・提供を行う。 ・教育活動の充実に図るための機関誌「朝霧」他を編集・出版する。 (朝霧の発行⇒年11回、提言集⇒年度末、優秀論文集⇒年度末)
・教育功労者表彰事業等の推進	・教育の推進に功績顕著な個人・団体を表彰する。 ・御嵩町子どもの笑顔づくり条例に基づき、町長による標語募集等や学校賞の表彰を行う。
・サービス等支援事業の推進	・教育活動が効果的に推進できるよう、製本・拡大印刷等の支援を行う。

◇ 教育相談・適応支援を充実します

一人一人に向き合う教育を推進するために学校や家庭と連携して支援します。

事業等	具体的実践事項
◎教育相談事業の推進	・児童生徒・保護者の様々な悩みに応えるため、電話相談・来所相談・訪問相談等を継続する。 ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを継続する。 ・要請に基づいてスクールカウンセラーを派遣するなど、学校の教育相談態勢を支援する。 ・御嵩町子どもの笑顔づくり条例のいじめ未然防止委員会と連携を図る。
◎適応支援教室（オアシス教室）	・心のふれあい活動・体験活動・創作活動等を通して、通級生が生き生きとの円滑運営生活ができるよう支援する。また、個の状況に応じて学習支援を行う。 ・カウンセリング担当者会・スタッフ会等を通し、各学校との十分な連携を図る。 ・スクールカウンセラーとの連携を密に図る。

◇ 子どもたちの地域での体験活動を支援します

子どもたちの郷土を愛する心や人間関係を育む教育を推進するために、地域における体験活動を支援します。

事業等	具体的実践事項
◎子どもセンター事業の推進	・年5回、計画的に情報誌「ぼけっと」の発行やホームページを活用した情報の提供をする。 ・編集・情報収集においては、生涯学習課等との連携を図って進める。
・地域と学校の連携強化の推進	・地域学校協働本部(公民館・学校連絡会)を年3回開催し、公民館活動や地域活動への共通理解を深める。 ・生涯学習課との連携を図って推進する。
・放課後子ども教室の円滑運営	・地域住民の参画を得て、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室の運営を行う。

< 学校給食 >

◇ 食育の推進に努めます

子どもたちが食べ物や食生活を通じて感謝の心を養い、望ましい食習慣を培うための食育の推進を行います。

事業等	具体的実践事項
◎子どもたちの食に関する指導の充実	・御嵩町学校給食年間指導計画を策定し、実践・評価する。 ・学級活動及び給食の時間等に、学級担任と栄養教諭等が連携し、望ましい食習慣となるための食に関する指導を行う。
・家庭における食生活のあり方の指導の充実	・保護者等を対象に給食試食会を随時開催し、学校給食を通して望ましい家庭での食生活についても理解を深める。 ・学校と家庭における調査を通じて、朝食の欠食を減少するよう指導を行う。
・地産地消の推進	・年11回、生産者との調整会議を開催し、地場産物の収穫に合わせて献立を作

	成し、地産地消を推進する。
・食を通しての感謝の心の育成	・食に関わる人々の工夫や努力を伝えるため、年1回児童生徒と生産者及び給食センター調理員との交流会を行い、豊かで安全な食事を食べられることに感謝し、郷土愛の心を育てる。
・食を通しての環境意識の向上	・牛乳パックのリサイクルとゴミの分別や減量化を図る。

◇ 安全・安心な学校給食を提供します

食材の選定から調理、配送までの一貫した安全管理を徹底し、安心して子どもたちが喫食できる学校給食を提供します。

事業等	具体的実践事項
◎衛生管理の徹底	・業務委託事業者との連携を密に行い、衛生管理の徹底を図る。 ・食中毒や異物混入を防止するため、マニュアルに基づき、栄養士、調理従事者が協力し、安全で確実な調理を実施するとともに、各自の健康管理の徹底を図る。
・計画的な施設設備の維持・改善	・施設、機械器具を定期的に整備・点検・清掃を行い、また、必要に応じ改善を図り、安全で安心な給食を提供する。
・食物アレルギーへの対応	・学校、保護者との連携を密に行い、対応が必要な子どもに対して除去食の提供等を検討する。
・食の安全確認の徹底	・給食食材の安全性に細心の注意を払い、産地等の情報を収集し、安全・安心な給食を提供する。
・調理従事者の資質の向上の支援	・協議会等主催の研修会・講習会等に積極的に参加し、資質の向上を図る。

令和4年度家庭教育の重点

◇：21世紀御高町教育・夢プラン重点事項 ◎：令和4年度 重点事業等

< 家庭教育 >

◇ 家族の信頼感が生み出せるようにします

家族のふれあい・対話の時間を生活の中でつくれるよう働きかけます。

事業等	具体的実践事項
◎やさしさや思いやりを育む家庭教育の推進	・家族へ感謝の気持ちを伝える「愛の絵手紙&一行詩」の取り組みを実践する。
・家庭での読書習慣づくりの推進	・家庭教育学級と図書館が連携し「家読」や「読み聞かせ」の普及と啓発や読書習慣づくりの推進に努める。

◇ 規範意識や基本的な生活習慣が身につけられるようにします

基本的なしつけの出来る親の育成に努め、情報交流の場・自主学習の場を設けます。親としての自覚を持つため、家庭教育の学習の場を推進します。

事業等	具体的実践事項
◎乳幼児期・幼保期・小学校期・中学校期家庭教育学級の推進	・家庭教育学級へのはじめの一歩として、保健センター等と連携して対象者を把握し、0歳児学級への参加を促す。 ・乳幼児期・幼保期・小学校期・中学校期の家庭教育学級のつながりを学級生に伝え、家庭教育学級を推進する。
・自主学習の場の支援	・家庭・学校（園）・地域と連携し、継続的な参加ができるよう家庭教育学級の活性化と支援に努める。

◇ 親としての役割と責任が自覚できるようにします

家族で決めた仕事の分担や役割を守り、家族ぐるみで一家庭一実践に取り組むよう推進します。

事業等	具体的実践事項
◎共感と感動のある家庭づくりの推進	・家族で決めた役割など、家族での共同体験の取組を推進することによって、一家庭一実践をきっかけにした家庭づくりを支援する。
・親として伝え導く家庭教育の推進	・PTAや家庭教育学級を通じて、基本的な生活習慣等を身につけるための講演会等を設ける。

◇ 家族が一緒にできる体験活動の推進に努めます

親子のふれあいを通じて「生きる力」の基礎を育む場としての家庭教育をめざします。

事業等	具体的実践事項
◎家族がふれあう取組や体験活動の推進	・親子や祖父母など、家族がふれあう体験活動の場やレクリエーションの場を年1回設ける。また、他課と連携し、地域のなかで子育てを行う場を提供する。
・子育ての体験を語り継ぐことのできる機会、場所の提供	・0歳児学級で、子育てに悩みがある学級生に対し、先輩ママ（子育てサポーター）による子育ての経験に基づいたアドバイスを行う。

◇ 家庭・学校・地域が連携して家庭教育の活性化に努めます

地域の中で手をかけ、目をかけ、慈しんでもらえるような家庭教育学級に関する支援をします。

事業等	具体的実践事項
・心豊かな児童生徒を育てるボランティア活動の充実・推進	・中、高校生を対象に、託児ボランティアを募り、育児体験活動によるボランティア活動を推進する。
・命を大切に作る心を育む事業の推進	・御高町の中学校での妊婦体験授業や、乳幼児等とのふれあいを通して、命を大切に作る心を育む事業を行う。
◎地域で支える家庭教育の推進	・身近な先輩ママとして家庭教育を支える子育てサポーター・ココママ・生涯学習ボランティア等を活用し家庭教育学級を支援する。 ・子育てサポーターやココママ、生涯学習ボランティアが、学級生を適切に支援できるよう資質向上を目的とした研修等を行う。 ・PTAを中心に青少年育成町民会議など関係機関と連携を図り、研究大会等を通じて家庭教育の活性化に努める。

◇ 保護者の悩みに応える相談体制の充実に努めます

家庭・学校・地域が連携して家庭教育の推進を図ります。

事業等	具体的実践事項
・支え合い、考えを出し合える場の提供	・一人の子の成長を、見守れるよう福祉部局や専門機関との連携強化を図る。
◎子どもの成長を皆で見守る支援体制の強化	・家庭教育を支援する担当者間での情報交換や協力体制を推進する。 ・0歳児学級でできずな通信を活用した相談支援業務を行う。
・気軽に話し合える場の提供	・親同士の繋がりづくりと子育ての悩みを相談する場として、子育てサロンを開催する。

令和4年度社会教育の重点

◇：21世紀御嵩町教育・夢プラン重点事項 ◎：令和4年度 重点事業等

<生涯学習>

◇ 町民一人一人が『学ぶ楽しさ』を味わい、地域づくりができるように努めます

「心豊かで生きがい」のある人生を送るとともに、地域社会に貢献できる地域社会人の育成をめざし、魅力ある「学ぶ場」の提供に取り組みます。

事業等	具体的実践事項
◎住民のニーズに応える成人講座の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズに応える成人講座を企画し提供する。 ・成人講座受講者を中心に、継続して学ぶ組織づくりを支援する。 ・学習の成果や実践のノウハウなどを伝える機会を設定する。
◎町の重要施策に関連した成人講座の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・町の重要政策（環境、福祉、防災、教育）を考慮した成人講座を企画・提供する。 ・地域の課題をつかみ、解決の活動を企画立案する機会を設定する。
・地区公民館活動事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座の講師紹介や県からの情報提供を通じて公民館活動を支援する。
・町民の学習活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町内外で活躍している団体(同好会)等の成果発表や交流の場となる音楽祭や美術展を企画・開催する。
◎地域学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・統括推進員を中心に、各公民館の地域推進員と各学校の地域連携担当教員による御嵩町地域学校協働本部を開催し、地域学校協働活動を推進する。

◇ 地域に根ざした親しみやすい公民館活動の推進に努めます

「みんなの公民館」をめざし、公民館講座や公民館活動を、地域住民が「集う場」になるように取り組みます。

事業等	具体的実践事項
◎公民館講座と公民館行事の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との連携を深め、児童館、同好会や地域人材の支援を得て、住民のニーズにあった公民館講座等を企画・提供する。
・地域ボランティアや同好会等の支援を得た、地域子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティア・同好会・スポーツ文化倶楽部等とのコーディネートをし、特色ある地域子ども教室の開催を支援する。 ・各家庭教育学級、子ども会、青少年育成町民会議等と連携し、地域子ども教室を積極的に実施する。
・子どもセンター事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども情報誌『ぼけっと』を活用し、子ども達の活動の広がりを支援する。
・同好会の活用と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館広報で、地域人材(町づくり貢献者、同好会、特技)を紹介する。 ・同好会の発表の場として、成人講座を活用する。 ・公民館広報で、公民館ごとの同好会を積極的に紹介するよう働きかける。
・公民館の管理面の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安心・安全の拠点場所として、職員や利用者の防災や安全に関わる訓練や研修が図られるようにする。 ・施設設備や器材の点検を行い、設備の充実が図られるようにする。

◇ 今日的課題を的確に把握し、魅力ある活動を推進するため、職員や各種団体リーダーの資質向上を支援します

職員や各種団体リーダーが意欲を持って活動できるよう研修会や学習会の参加を促します。

事業等	具体的実践事項
◎焦点を絞った職員研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の成果と課題に基づき、本年度の重点や公民館職員の役割について学ぶ研修会を開催する。
・よりよい生涯学習に向けて研修会への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・可茂地区主催の研修会への参加と、先進公民館の視察研修を行い、資質向上を図る。
・情報と成果の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館大会を開催し、特色ある公民館の取り組みを学ぶ機会を設ける。 ・館長会、館長主事会、事務職員会を定期的に開催し、情報交流と共通課題に対

	しての意見交換を行う。
・指導者、ボランティア等人材育成のための研修会参加促進	・県や可茂子ども会育成協議会等のインリーダー研修等の研修会への役員やJLCの積極的な参加を促す。 ・県の出前講座等を活用した研修会を開催する。
・各種団体の育成支援	・婦人の会等の婦人団体や子ども会の活動を支援する。 ・各地区子ども会の総会などにおいて、子ども会の意義を伝えたり、活動の事例発表を行うなど、単位子ども会と地区や町の子ども会とのつながりのある活動ができるように支援する。 ・子ども会と青少年育成町民会議との連携した活動を模索する。

◇ 人権を尊重する心の醸成に努めます

人権意識を高めるための学習会や研修会を開催し、差別や偏見を許さないための人権啓発に努めます。

事業等	具体的実践事項
◎福祉部局等と連携した人権教育の推進	・福祉課（人権担当）、企画課（男女共同参画担当）、婦人団体等と連携し、人権講演会等を積極的に開催し、多くの町民の参加を促す。
・人権懇話会の開催	・人権意識を高めるため各種団体と連携を図り、協力体制の強化と情報交流のために、人権懇話会を開催する。
・学習や啓発活動の推進	・町民や職員を対象に、人権学習会等の啓発活動を行う。 ・福祉課（人権担当）、企画課（男女共同参画担当）、婦人団体等と連携し、人権講演会などのPRを積極的にいき、多くの町民の参加を促す。

◇ 地域ぐるみで青少年の健全育成を推進します

青少年の健全育成を図るために家庭・地域・学校が連携した活動を展開します。

事業等	具体的実践事項
◎関係機関と連携した青少年の健全育成、非行防止の推進	・青少年育成町民会議関係者の会議を開催する。 ・町民会議の各組織を中心に可児警察署等関係機関と連携して青少年の健全育成・非行防止の計画を立案し実行する。
◎青少年自ら生き方、暮らし方を考える会の推進	・「少年の主張大会」を小学生・中学生・高校生を対象に行う。 ・少年の主張大会の優秀作品を広く啓発資料として使えるよう工夫する。 ・青少年健全育成町民大会で、青少年の問題等について考える機会を設ける。 ・成人となった自覚を持ち、地域への愛着が持てる成人式を開催する。
・地域のかかわりあいを育てるあいさつ運動の推進	・原則として毎月第3日曜日の翌日の月曜日に「御嵩町あいさつ運動」を実施する。 ・あいさつ運動の趣旨を広報でPRし、運動を町民に広く周知し、参加を促す。 ・「家庭の日」のイラストコンクールを実施し、個人及び学校を表彰する。
・仲間とかかわりあい共に高まる体験活動の共同実施	・各種団体に働きかけ、仲間とかかわりあい共に高まる体験活動の実施を支援する。
・有害環境浄化の推進	・地域と情報提供しあい、情報の共有や地域・学校への働きかけをする。
・地域のボランティアによる子どもの見守り活動の推進	・子どもの見守り活動を実施している組織等を広く周知し、青少年育成町民大会等で表彰を行い、継続的な活動を推進する。 ・子どもの見守り活動を実施している組織や地区推進員へも不審者情報などの情報提供を行い、子どもたちの見守り活動に役立てる。 ・何かしながら子どもを見守る「ながら見守り」を地域に周知する。
・携帯電話(スマートフォンを含む)やゲーム機等を介したネットワークの危険性と安全利用の指導	・街頭啓発活動で携帯電話(スマートフォンを含む)やゲーム機等を介したネットワークの危険性と安全利用に関するリーフレットを配布する。 ・PTA関係者、地区推進員を対象に携帯電話(スマートフォンを含む)やゲーム機等を介したネットワークの危険性と安全利用に関する研修会を実施する。

<文化振興>

◇ 地域の歴史、文化、自然の魅力に親しむ心を育みます

地域の魅力ある自然と歴史・伝統文化を活用し、豊かな心と感性を持つ人づくりに取り組みます。

事業等	具体的実践事項
・郷土に関わる講座等の開催	・郷土に関係した歴史等の講座を開催する。 ・世代交流をとおした講座を開催する。
◎郷土に関する企画展、特別展の実施	・地域に密着した内容の特別展（1回）、企画展（2回）を開催する。 ・特別展の展示図録作成を行う。
・歴史的文化遺産に対する愛護意識の高揚を図るための情報発信の充実	・広報紙、みたけ館だより、ホームページ等を活用して、歴史的文化遺産、地域行事や伝承行事を紹介し、地域住民の歴史文化への意識の高揚を図る。 ・郷土を愛する意識の高揚を図るため、郷土の歴史文化に関係する講座や展示会の開催、要望のある学校や団体に出前講座を行う。 ・子どもたちの文化振興向上のため、学校への積極的な働きかけを行う。

◇ 文化の伝承に努め、郷土に対する誇りと文化財への愛着心が持てるようにします

先人が守り伝えてきた文化遺産の保護、保存と継承に努め、地域への愛着心や郷土愛を高めるよう取り組みます。

事業等	具体的実践事項
◎文化財の保護と保存及び所有者・管理者等との連携と支援	・所有者や管理者等へ文化財保護・保存に関する情報の提供を行う。 ・文化財管理のための指導と助言を行い、保護・保存意識の高揚を図る。 ・国指定重要文化財願興寺本堂修理など文化財の保護・保存に関する事務支援を行う。
・文化財等の巡視	・文化財保護審議会委員や担当職員による文化財等の巡視を適時行う。
◎有形・無形等の文化財の適正かつ効率的な保護・保存の協議	・文化財の保護及び継承と活用のための文化財保護審議会を開催する。 ・各文化財所有者、管理者と保護・保存に関する協議を行う。
・文化財の掘り起こしと保護保存の支援	・地域の埋もれた文化財の調査及び検証の実施と保護保存のために所有者、管理者への指導の実施を行う。
◎文化財に対する愛護意識の高揚を図るための情報発信	・広報紙、みたけ館だより、ホームページ等を活用して、文化財を紹介し、地域住民の文化財への愛護意識の高揚を図る。

◇ 読書に親しみ、読書習慣を身に付け、学ぶ力を育みます

図書館のより一層の活用を図り、読書に親しんでもらうための情報拠点づくりに取り組みます。

事業等	具体的実践事項
◎各関係機関との連携を密にし、読書力の向上を推進	・読書活動を推進するために、各関係機関（小中学校、高校、各小学校読み聞かせ団体、ぽっぽかん、乳幼児学級、保健センター、各保育所等）と連携した事業の開催や協議を行う。 ・家庭での家読の奨励と推進のため、学校と連携を密にし、積極的に図書情報を提供する。
・本との出会いの場の提供と情報提供の充実	・図書の有効活用と遠隔地への図書資料の提供として巡回図書を月1回行う。 ・図書館からのおすすめ本、テーマ本を紹介する。 ・図書館講座とミニ展示を開催する。 ・乳幼児と親向けの読み聞かせ及び読書相談を開催する。
◎ボランティア活動の充実を図る講座等の開催	・図書館事業に協力するボランティアの育成を目指し、講座を開設する。 ・ボランティアや地域の人材による、幼児への読み聞かせ（毎月3回）や図書の修理（月1回）のサポートを行う。

◇ 地域の文化活動やボランティア活動を支援します

多様な活動の場や機会を提供するとともに、文化活動を支える人材育成や、ボランティア活動のための環境整備に取り組みます。

事業等	具体的実践事項
・美術展の開催支援	・町美術の内容充実と、展示室を活用し中・高校美術部や住民参画による作品展等を積極的に開催し、関係団体などの文化・芸術活動を支援する。
◎文化活動団体の支援とボランティアの人材育成	・文化協会等の活動の支援・事務補助と助言を行う。 ・陶芸教室（サークル）等の活動支援を行う。 ・歴史研究サークルや観光ボランティア等の活動を支援し、人材育成を図るため郷土史、文化遺産等の歴史情報を提供する。
・地域行事・伝統行事の支援	・御高薬師祭礼・顔戸八幡神社祭礼等の伝承活動の環境整備を支援する。
◎他団体等との共同事業	・御高町文化協会と他の団体との共同事業を開催する。

◇ 地域の歴史的資源「中山道」と共生し、保存に努めます

歴史街道「中山道」の維持・管理に努めるとともに、地域の貴重な文化財として後世に伝えるため中山道沿いの遺跡、史跡や石造物等を活用する事業に取り組みます。

事業等	具体的実践事項
・歴史の道「中山道」の定期的な巡視活動と維持・管理	・歴史の道「中山道」の維持のため担当職員による巡視を行うとともに建設部局と連携した保全活動を行う。
◎歴史の道「中山道」に親しむ活動推進と情報提供	・関係部署との連携の中で、歴史の道を文化財として愛着が持てるような情報提供を行う。 ・歴史の道「中山道」を活用した催事を開催する。

◇ みんなが集える文化施設の充実に努めます

生涯学習活動が身近にできる有効な施設として中山道みたけ館や竹屋資料館の活用に取り組みます。

事業等	具体的実践事項
・地域や世代を超えた人々のこころの交流を推進	・家読サポートのため、親や祖父母から子どもへの語り継ぎたい本の紹介を行う。 ・世代交流ができる催事を開催する。
◎みんなが集い、利用しやすい施設づくり	・他施設と連携した催事を開催する。 ・施設の改善・開放をする。 ・先進地の視察研修をする。
◎中山道みたけ館の利用促進を図るため、地域に密着した催事開催	・中山道みたけ館運営協議会を開催し、利用促進のため、展示や講座等、館の取り組みについて協議する。 【利用促進のための図書館の取組】 ・特色と魅力のある展示（地域に関係した展示）を定期的で開催する。 ・一般講座及び親子講座を開催する。 ・ミニコンサートを開催する。 ・幼児・児童を対象としたビデオの上映会を開催する。 ・大人向けを対象としたビデオの上映会を開催する。 【利用促進のための郷土館の取組】 ・特別展や企画展の開催や郷土文化に関するミニ展示を開催する。 ・郷土館の収蔵資料を展示公開する等有効な活用を行う。 ・未整理収蔵資料の保存整理に努め、早期に資料台帳の公開等を行う。 ・郷土館収蔵資料の教材活用を促進する。 【利用促進のための竹屋資料館の取組】 ・竹屋資料館において定期的なミニ展示を開催する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・講座等を行う。 ・竹屋資料館の収蔵資料を展示公開する等有効な活用を行うとともに未整理資料の保存整理に努める。
・郷土に密着した内容の図書、資料の充実	<p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山道に関する図書資料の充実に努める。 ・郷土文化に関する図書資料の充実に努める。 <p>【郷土館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土に関する歴史資料や郷土出身の芸術家等の作品の調査と収集に努める。
・文化振興の情報発信拠点として、常に新しい情報の提供を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページを充実し、図書館、郷土館、竹屋資料館の最新情報の積極的な提供を行う。 ・中山道みたけ館だよりを発行する。 ・広報「ほっとみたけ」による情報の提供を実施する。 ・中山道みたけ館年報を発行する。

<スポーツ振興>

◇ 健康やスポーツ・レクリエーションへの関心を深め、楽しむ心を育てます

健康づくりや体力づくりを目的としたスポーツ・レクリエーション活動の普及啓発に努め、心豊かな生きがいをづくりをめざします。

事業等	具体的実践事項
・健康づくり、体力づくりの事業の実施	・ソフトバレー大会、水上レクリエーション祭、フライングディスク大会等のスポーツ振興係主体事業を計画・実施する。
◎スポーツ・レクリエーションの普及啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション研修会へ参加し、研究と普及に努める。 ・スポーツ・レクリエーション指導者、愛好者を対象とした研修会を開催する。 ・ホームページを利用した、各種大会・イベント情報提供に努める。
・他の組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会が実施する各種大会への事務支援を行う。 ・各種団体との連携を図る。

◇ 多様化するスポーツ・レクリエーション環境に適した組織の育成を図ります

地域スポーツ・レクリエーションへの町民参加を図り、住民が主体となって運営する総合型スポーツクラブを育成し、スポーツ・レクリエーションを通してお互いに助け合う心を醸成します。

事業等	具体的実践事項
◎みたけスポーツ・文化倶楽部の事業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会等に積極的に参加し、支援に努める。 ・役員、指導者等クラブ関係者の資質の向上を図るため研修会への積極的参加を要請する。 ・募集パンフレットや広報紙の作成とIT機器を活用した情報提供できるよう協力をする。 ・組織の拡充を図るため会員の5%増加と、スポーツ文化フェスタやチャレンジスポーツ等大会の参加促進を図る。 ・御嵩町B & G海洋センター業務委託の成果と課題を明確にする。
・みたけスポーツ・文化倶楽部と各種団体の連携への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・みたけスポーツ文化・倶楽部と体育協会、レクリエーション協会、スポーツ推進委員会、文化協会等との連携を更に推進するよう支援に努める。 ・各種団体との連携を推進し、多種多様なプログラムの提供ができるよう支援する。

◇ スポーツ・レクリエーション関係団体の充実・支援に努めます

各種スポーツ・レクリエーション関係団体との連携を密にし、地域スポーツの推進体制の整備・充実を図ります。

事業等	具体的実践事項
◎各種スポーツ・レクリエーション関係団体の充実と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、レクリエーション協会の自立を促すとともに、各種大会等への積極的な参加を促し、競技力の向上を図る。 ・スポーツ少年団活動の充実を図るため、事務等や種目別交流会への支援を行い、単位団活動の充実を図る。 ・スポーツ少年団指導者を対象とした研修会を開催する。
・指導者、リーダー、ボランティアの発掘と育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、レクリエーション協会種目別研修会実施への支援をする。（加盟団体の5割） ・各種団体との連携を深め、指導者育成事業参加への支援をする。 ・リーダー、ボランティアの育成を支援する。
・スポーツ・レクリエーションの普及啓発に関し、スポーツ推進委員の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るためスポーツ推進委員を積極的に活用する。 ・スポーツ推進委員の資質の向上を図るため、各種研修会への積極的な参加を促す。

◇ 安全・安心して誰もが利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の充実と維持・管理に努めます

だれもが安全で安心して利用できるスポーツ・レクリエーション施設の充実と、維持管理・運営ができるよう努めます。

事業等	具体的実践事項
・スポーツ・レクリエーション施設の維持・改善と安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション施設・遊具の安全確保を図るための修繕や改修事業を実施する。
・施設の定期的な点検の実施と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・維持改善のため施設の定期巡回、点検を実施する。（年6回）
◎施設の効率的な利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用方法の見直しを図るための意見交換会を実施する。（1回） ・地区公民館をはじめ施設利用団体との連絡調整会議を実施する。（1回） ・「御嵩町B & G 海洋センター設置及び管理運営に関する条例」や「御嵩町立小中学校体育施設開放規則」等の使用規程を徹底指導する。

令和4年度 御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点

御嵩町教育委員会

御嵩町の学校教育は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成をめざし、一人一人に生きる力(自ら進んで友だちとかかわり合い、互いに知恵を出し合い、よりよい生活を生み出すことができる力)を育むよう、「学力向上推進事業」等の施策に努めてきた。

御嵩町の子どもたちは、明るく素直で、自分の役割に責任をもって取り組む良さがある。しかしその一方で、ねばり強さに欠ける姿や外に出て元気よく体を動かす姿が少ない等の弱さがある。自然の豊かな歴史の町である御嵩町でも、社会の急激な変化に伴い、ICT・情報教育の推進、生徒指導上の諸問題の多様化、学習意欲や体力の低下、基本的な生活習慣や規範意識の定着の弱さ等々、様々な課題も生じている。

御嵩町は、郷土の将来を担う子どもたちが、自立し、多くの人々と共生していくこと、新しい時代を切り拓き、夢をかなえ、主体的に社会に貢献することを願っている。学校教育では、その役割を「生きる力の基礎づくり」ととらえ、めざす子どもの姿を「仲間とともに学び合い助け合いきたえ合おう!」とした。

これらのことを踏まえ、各学校においては、生きる力を育むために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指し、子どもたちの発達の段階を考慮した指導に努めるとともに、家庭・地域社会と一体となって子どもの健全育成に努めなければならない。特に、子ども一人一人を一層大切にし、よりよい人間関係を築く力を高めるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び学びに向かう力等の育成のバランスを重視して、子ども一人一人に自ら学ぶ力を身に付ける必要がある。

御嵩町教育委員会は、これらの具現に向けて、ここに令和4年度「御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点」を示す。

その中でも、「21世紀御嵩町教育・夢プラン第4次改訂」で示した学校教育の重点に位置付けた「重点施策」を含む、「教科指導」「環境教育」「外国語教育」「ICT・情報教育」「人権教育」「健康教育」「ふるさと教育」の7点を最重点として位置付ける。

- ① **教科指導**…確かな学力の定着を図る。
- ② **環境教育**…御嵩の自然環境を大切にし、環境問題に取り組む。
- ③ **外国語教育**…外国語を通じてコミュニケーション能力の向上を図る。
- ④ **ICT・情報教育**…ICT環境を整備し、情報活用能力の向上を図る。
- ⑤ **人権教育**…豊かな人間性を育む。
(道徳教育・特別活動・生徒指導等も重要な要素として含む)
- ⑥ **健康教育**…健康と体力の増進を図る。
- ⑦ **ふるさと教育**…地域とふれあい、見つめ、郷土への誇りと愛着をもたせる。

学校は、各重点の実践項目を日常生活の具体的な場面で捉え、達成度の評価と結果の分析をし、課題を明確にした上で改善を図るように努め、地域に開かれた特色ある学校教育を推進しなければならない。

「可児市・御嵩町中学校組合教育委員会において御嵩町教育委員会の規則等を準用する規則」に基づき、可児市・御嵩町中学校組合教育委員会が策定しなければならない小・中学校教育指導の方針と重点は、御嵩町教育委員会が策定した小・中学校教育指導の方針と重点を準用する。

方 針

- ◇郷土御嵩を愛し 人間性豊かな児童生徒の育成
 ◇笑顔：**仲間とともに 学び合い 助け合い きたえ合おう！**

重 点

1 【学校経営】

重 点	全教職員が協力して活力ある学校経営をする
	学校教育目標及び校長の学校経営構想の具現にあたっては、管理職は確固たる教育理念を持ち、指導性を発揮すると共に、「働き方改革」を踏まえ、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する必要がある。また、学校の教育方針や教育活動について、家庭や地域に積極的に情報提供すると共に、学校評価を活用しながらP D C Aサイクルによる学校経営の改善に努め、信頼される開かれた学校づくりに努めなければならない。
実践項目	①学校の教育目標及び校長の学校経営方針の具現化を目指した教育活動を行う。 ②学校評価を学校、学年、学級等の経営改善に生かし、その結果を公表する。

2 【研修】

重 点	自ら学び続け、自己の課題を明確にし、確かな指導力を身に付ける
	教育公務員としての使命を自覚すると共に、組織の一員として学校経営に積極的に参画するために、日々の実践や教員育成指標を基にした面談を通して学校の課題や自己の課題を明確にし、その解決に向け主体的に研修に取り組む。特に、様々な教育的ニーズに対応するため、今日的な教育課題を取り上げた研修を組織的・計画的に行う。
実践項目	①教科指導や生徒指導等における指導力向上の研修を行う。 ②ICT活用等、今日的な教育課題を取り上げた研修を行う。

3 【教科指導】(最重要)

重 点	基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び学びに向かう力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、学力向上を推進する。
	児童生徒一人一人が主体的に学習することができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに指導方法や評価を工夫改善し、個の実態・学習状況・定着状況を見届けるなどきめ細かな指導を充実させる。また、身近な課題を発見し解決する学習を取り入れるなど、思考力・判断力・表現力及び学びに向かう力等を高める指導を充実する。また、「主体的・対話的で深い学び」を重視し、互いの見方・考え方から学び合うことを通して、自己の考えを広げ深める等、質の高い学びを実現する学習集団を育成する。更に「個別最適な学び」によって確かな学力を身に付け、「協働的な学び」によって多様な他者の考え方に触れる。そしてその学びの実現に向け、校種間及び保護者と連携しながら家庭での学習習慣の確立に努める。
実践項目	①児童生徒が各教科の学び方を身に付け、学び合いの質が高まるよう授業改善に取り組む。 ②児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるよう、実態・学習状況・定着状況を見届けるなど、個に応じたきめ細かな指導をする。 ③校種間及び保護者と連携し、児童生徒の学習習慣が確立するよう指導をする。

4 【道徳教育】

重 点	自己を見つめる力と他を思いやる心、基本的倫理観、規範意識を育てる
	道徳教育の方針を明確にし、指導体制を充実するとともに、教育活動全体を通して道徳性が養われるよう、他の教育活動との関連を明確にししながら指導計画の工夫改善を図る。また、道徳的価値の理解を自分との関わりで考えるとともに、多様な考え方や感じ方に接して物事を多面的・多角的に考えるなど、主体的に生き方についての考える道徳の時間(特別の教科道徳)を充実する。また、豊かな体験を通して道徳性が養われるよう、家庭や地域社会と連携し、地域ぐるみの道徳教育を推進する。
実践項目	①生き方や「いのち」について考えや自覚を深める道徳の時間の充実に努める。 ②他の教育活動との関連を図りながら、全教育活動を通じて行う道徳的実践の充実に努める。

5 【外国語教育】（最重点）

重 点	外国語を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育てる。
	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による「聞くこと、話すこと(外国語活動)」、読むこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る「素地(外国語活動)」、「基礎(小学校外国語)」、資質・能力を育成することを目指す。児童生徒一人一人にコミュニケーションを図る資質・能力が養われるよう、指導目標及び指導内容を明確にするとともに、外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさが体験できるような活動を仕組むなど、指導方法を工夫する。また、互いに認め合い、一人一人が安心してコミュニケーション活動に参加できる学習集団の育成および指導体制の整備に努める。
実践項目	①積極的にコミュニケーションを図るよう指導方法を工夫する。
	②一人一人が楽しく、安心してコミュニケーション活動に参加できる学習集団を育成する。

6 【総合的な学習の時間】

重 点	探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる
	育てようとする資質や能力及び態度、各教科等との関連を一層明確にし、課題意識が連続発展するよう全体計画及び指導計画のカリキュラム・マネジメントを図る。また、身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、自ら進んで課題解決に取り組むよう、体験活動と言語活動を意図的・計画的に設定し、探究活動の充実を図る。
実践項目	①学習指導要領の趣旨やねらい及び小・中学校の接続を踏まえ、内容の精選と指導計画の工夫改善を図る。
	②ねらいを明確にし、体験活動と言語活動を意図的・計画的に設定し、探究活動や表現活動の充実を図る。

7 【特別活動】

重 点	所属感を高め、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる
	よりよい生活や望ましい人間関係を築くために、各学校の重点目標を明確にし、他の教育活動や内容相互の関連を図るとともに、指導計画の工夫改善を図る。また、児童生徒一人一人が自分に自信をもち、集団の中で自分のよさや可能性を発揮していけるよう、指導・援助に努める。
実践項目	①学年・学級等の諸問題を解決する活動を通して、望ましい人間関係や集団のまとまりを育てる。
	②児童生徒がよりよい生活を築いていけるよう自発的、自治的な活動（いじめ問題への取組等）を展開する指導方法を工夫する。

8 【生徒指導】

重 点	共感的な児童生徒理解に徹し、よりよい人間関係の形成を図り、自己指導能力を育てる
	一人一人が集団の中でよりよい人間関係の形成を図るとともに、自己を見つめ、自主的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。そのために、信頼と愛情に基づく共感的理解に徹するとともに、全教育活動を通して、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させるよう指導を徹底する。
実践項目	①一人一人が存在感や所属感、達成感を味わい、よりよい人間関係を形成することができるよう、児童生徒の関わり合いを大切にした学年・学級経営や授業の充実を図る。
	②不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、性非行、ネットを利用した誹謗中傷や違法行為等）について、全教職員が危機意識をもち、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努める。

9 【キャリア教育】

重 点	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てる
	社会的・職業的自立に必要な基礎的・汎用的能力を育てるキャリア教育が推進できるよう、全体計画、題材系統図及び年間指導計画を工夫改善し、共通理解する。また家庭や地域、産業界、関係機関と関連を図り、一人一人が将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択できるよう、情報提供や指導の充実を努める。
実践項目	①係活動や委員会活動、掃除等、日常的な活動を通して児童生徒が、自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、主体的に将来の夢や希望について考えたり進路選択したりするよう指導の充実を努める。
	②望ましい勤労観・職業観が育つよう、学校行事や他の教育活動、家庭や地域、産業界、関係機関とキャリア教育との関連を図り、ねらいを明確にした体験活動を位置付ける。

10【健康教育】（最重点）

重点	運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる
	児童生徒の歯・口の健康や食生活などの生活習慣、心身の健康状態、安全に対する意識・行動等を的確に把握し、発達段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科及び学年、異校種・家庭・地域との連携を図った指導計画を工夫改善する。また、一人一人が自己の運動能力の向上や体力の増進を図ることができるよう、適切な指導を行う。
実践項目	①「食育」や「歯科保健」、「感染症対策」などの指導を通して、健康で安全な生活を営むための必要な資質や能力が育つよう指導をする。
	②運動能力の向上及び体力の増進を図るため、意図的・計画的な指導をする。
	③健康被害や事件、事故災害の未然防止に万全を期すため、児童生徒の健康・安全を守りきるための管理・教育を効果的に進める。

11【特別支援教育】

重点	一人一人の教育的ニーズに応じ、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる
	通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒を含め、一人一人の教育的ニーズや学力・学習状況を正しく理解し、全教職員が組織的に合理的配慮に努め、指導に当たるよう校内支援体制を充実させる。また、本人・保護者との合意形成及び関係機関との連携の下、合理的配慮の継続的な提供及び定期的な見直しができるよう「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、一人一人が主体的に活動できるよう指導内容や指導方法、評価を工夫改善する。
実践項目	①一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、特別支援教育コーディネーターを中心とし、全教職員が組織的に合理的配慮に努め、指導をする。
	②一人一人の能力や特性が発揮できるよう「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、一貫した支援を行うよう努める。

12【人権教育】（最重点）

重点	互いを理解し、認め、差別や偏見を許さない温かい人間関係を育てる
	人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進し、不合理な差別をなくし、自分を大切にするとともに他の人の大切さを認めることができる教育に努める。また、教職員の人権感覚を高め指導力の向上を図る研修の充実や、「ひびきあいの日」や「御嵩町子どもの笑顔づくりサミット」を中心とした取り組みの充実、家庭・地域との連携を通して、人権教育の推進に努める。
実践項目	①いじめや差別は自分たちの心や生活に根ざしている問題と捉え、学校・家庭・地域が連携していじめや差別は絶対に許さないという風土をつくる。
	②全教育活動を通して、人権教育の観点（認識力・自己啓発力・行動力）に基づいた力が身に付く指導をする。
	③教職員の人権感覚を常に磨き、適切な指導ができるよう研修等に努める。

13【環境教育】（最重点）

重点	日常的な環境素材を基に、身近な環境や今日的な環境問題への関心をもち、環境問題に取り組む意識を育てる
	環境モデル都市みたけの一員として、環境に対する意識・知識を高めるとともに、環境保全に関心をもつことができるよう指導する。指導に当たっては、町の環境マイスター制度や出前講座などの外部講師を積極的に活用し、意図的・計画的に進めるよう努める。また、学校生活の様々な機会をとらえ、自分たちができるエコ活動を展開するよう指導する。地球温暖化を防ぐためにCO2を削減する「交通環境学習」やCO2を吸収する森林環境学習を充実させる。
実践項目	①CO2を削減する学習（化石燃料使用の影響について）やCO2を吸収する学習（森林育成の学習）等を通して、自分達にもできる身近な環境保全の視点をもつよう指導をする。
	②日常生活の中で、ゴミの軽減や分別回収・紙の再生利用・省エネ・電力等の環境問題の改善に努める。

14【福祉教育】

重点	福祉やボランティアに関心をもち、自分と関わらせながら、ボランティア活動などに主体的に取り組む意識を育てる
	福祉教育は、子どもの発達段階、学校の実態や地域の特性を踏まえ、全教育活動を通して意図的・計画的に進める。「心情の育成」「知的理解」「実践力の育成」の3つの側面からアプローチし、「福祉のこころ」を育て、実践的態度や自立的・自発的なボランティア活動へとつなげていくように指導する。
実践項目	①思いやりの心や人を大切にする気持ち等、豊かな心を育てる指導をする。
	②学校や地域のためにできることを考え、福祉体験やボランティア活動に参加するよう指導する。

15【ICT・情報教育】(最重点)

重 点	情報社会を主体的・創造的に生きる能力を育てるとともに、ICTを活用し、情報を扱う上でのモラルやマナーを養う
児童生徒一人一人が、技術革新の進展による予測困難な状況に対応した健全な情報活用能力を身に付けられるよう、ICTを活用し、各教科及び領域において適切に指導する。また、有害情報やトラブルから守るため、インターネットの安全・安心な利用に関する啓発活動を実施するとともに、家庭との連携を図る。	
実践項目	① ICT活用の良さや便利さについて理解し、学びや生活の場面で主体的に活用できる能力を育てる指導をする。
	② 本、新聞、テレビ、ICTなど様々なメディアに関わる情報リテラシー能力や情報モラルに関する意識を高める指導をする。

16【ふるさと教育】(最重点)

重 点	地域の人々やさまざまな事象にかかわる学習活動を通して、地域を見つめ、郷土への誇りと愛着をもつ子どもたちを育てる
地域とふれあい、郷土を愛する心を育てるために、地域の人材を活かしたふるさとふれあい夢づくり事業をより一層推進する。特に、願興寺見学、可児才蔵の調査、国史跡中山道見学、名鉄広見線の活用等を計画的に位置付け、「地域を知り、地域に学び、地域に働きかける」ふるさと教育を推進する。	
実践項目	① ふるさとふれあい夢づくり事業の一環として、地域の人材を活かした学習を進める。
	② 中山道みたけ館を活用した博学連携による学習等、御嵩町にある文化財、史跡、自然等を見学・調査する学習を進める。

《 配慮事項 》

【児童生徒の安全確保】

- ①学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しや改善を図りながら、適切な危機管理体制を確立する。
- ②児童生徒・保護者・教職員の個人情報管理に関する危機意識を高め、町が定める「情報セキュリティ対策基準」に沿った情報管理を遵守する。
- ③理科室・保健室等の薬品類や家庭科室・図工室・技術科室等の刃物類など、適正な管理をする。
- ④火災予防のため、ガス・灯油・電気等の安全について適正な管理をするとともに、防火設備を点検する。
- ⑤遊具等施設備品の定期的な点検を実施し、適正に管理する。
- ⑥町費「学校安全サポーター」による校舎内外、登下校の巡回指導をする。
- ⑦感染症対策の充実をはじめ、児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進する。

【教育資源の活用】

- ①教材備品の適正な管理・活用に努める。
- ②A L T (外国語指導助手)及び外国語教育指導員の有効活用に努める。(外国語教育の推進)
- ③G I G A スクール構想に基づいて整備されたICTの効果的な活用に努める。

【学校づくり】

- ①人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを目指し、体罰や行き過ぎた言動を根絶する。
- ②学力向上推進事業の中で、児童生徒が主体的に取り組み仲間とかかわり合い学ぶことの感動と喜びを味わう教育活動を展開する。
- ③開かれた学校をめざし、保護者や地域と信頼関係を築くように努める。
＜カリキュラム・マネジメント＞ ＜ふるさと教育の推進＞ ＜地域学校協働活動の推進＞
＜P T A 活動の充実＞ ＜学校からの情報発信＞
- ④幼保小中高の異校種間の連携や交流に積極的に努める。
- ⑤児童生徒の発達段階を踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう、主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育の充実を図る。
- ⑥業務の効率化等によって、教職員が元気に児童生徒と向き合い、職務が遂行出来るよう努める。
＜長時間勤務の解消＞ ＜業務内容の徹底的な見直し＞ ＜部活動の練習時間や休養日の設定＞
＜ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決＞ ＜事務の効率化＞
＜校務分掌等の機能的な再編成＞ ＜会議及び業務の効率的実施＞ ＜教材・教具の共有化＞

御嵩町民憲章

わたしたちは生まれた自然に、いたかれゆたかな歴史の中山道とともに生きぬいてきた御嵩の町民です。わたしたちは、生きがいと希望にみちた魅力ある町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 一、自然をたいせつにし、うるおいのある郷土をつくります。
- 一、健康につとめ、はつらつとして仕事にはげみます。
- 一、教養をつみ重ね、文化の向上につとめます。
- 一、ましまりを守り、明るいくらりをまぎすまします。
- 一、信どあいをはげま—あつて、心のふれあいを深めます。



21世紀御嵩町教育・夢プラン

第4次改訂(2年目)

令和4年3月策定 4月1日より施行

発行 御嵩町教育委員会

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1

TEL 0574-67-2111

FAX 0574-67-1902